

特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査との調整経過及び予定（案）

第1段階 ～平成19年12月末

- ・両省における対応スタンスの確認（両省が連携を図り、案Cの実現に向け調整を続けることを確認）
- ・案Cの実現に向け必要となる技術的な調整事項の洗い出し
 総務省 標本数変更の規模、調査事項の追加の可否、データの正確性確保
 経済産業省 裾切り基準の考え方、標本設計の在り方、
 提供データの具体的活用方策と統計上の効果、特定サービス産業実態調査との関係等
- ・案Cの実現に向けたスケジュール上の問題点の洗い出し

第2段階 平成20年1月～3月

- ・両調査の技術的な調整事項等の整理・検討

売上高と特性事項の連動性確保方策の構築、
 データ提供の項目及びタイミング、共通化を予定する裾切り等基準の設定方法
 未回答データの推計方法
 新設・廃業の取扱い基準の策定

第3段階 平成20年4月～6月

両調査ともに平成20年7月調査の実施状況等を踏まえて検証することが必要

- ・実施スケジュールの修正
 特定サービス産業実態調査に関する統計委員会答申、基本計画部会における検討状況（の方向性）が明らかになる時期であり、その状況を踏まえることが可能
 研究会メンバー等への中間報告を実施

第4段階 平成20年7月から平成21年6月

- ・データ検証（両調査における案Cの実現可能性、影響、効果等）

第2段階における検討事項に関する実証的検証に加え、
 売上高と特性事項の連動性確保方策の検証、回収率・回答内容の妥当性、
 季節性等特殊要因の把握

第5段階 平成21年7月頃

- ・特定サービス産業動態統計調査の在り方について結論を得る。
- ・新しい形での特定サービス産業動態統計調査の試験的な実施

第6段階 平成22年7月頃【21年経済センサスの結果確定？】

- ・新しい特定サービス産業動態統計調査の結果による関係各方面への影響等の検証

第7段階 平成23年度中【23年経済センサスの計画確定？】

- ・両調査の在り方確定

平成20年 1月23日
総務省統計局

サービス産業動向調査のデータを経済産業省に提供することについて
- 総務省統計局の考え方 -

平成20年7月に開始するサービス産業動向調査の個別データは、データの収集・整備が終了した後、目的外利用申請手続きを経ることにより各省での利用が可能になる。したがって、経済産業省が実施する特定サービス産業動態統計調査で事業従事者数、売上高等を重複して調査しないようにするために個別データを提供することは可能である。

しかしながら、特定サービス産業動態統計調査の調査計画における、企業ごとに一定規模以上の事業所を対象として調査を実施する方法は、調査結果の精度を確保するという点で疑問があり、調査客体の記入可能性という点でも現実的ではないと考える。

また、特定サービス産業動態統計調査の調査計画における標本設計では、当該企業の傘下事業所のすべてがサービス産業動向調査の対象になるとは限らないことから、先に述べたデータ提供を行ったとしても、その意義については疑義が残る。

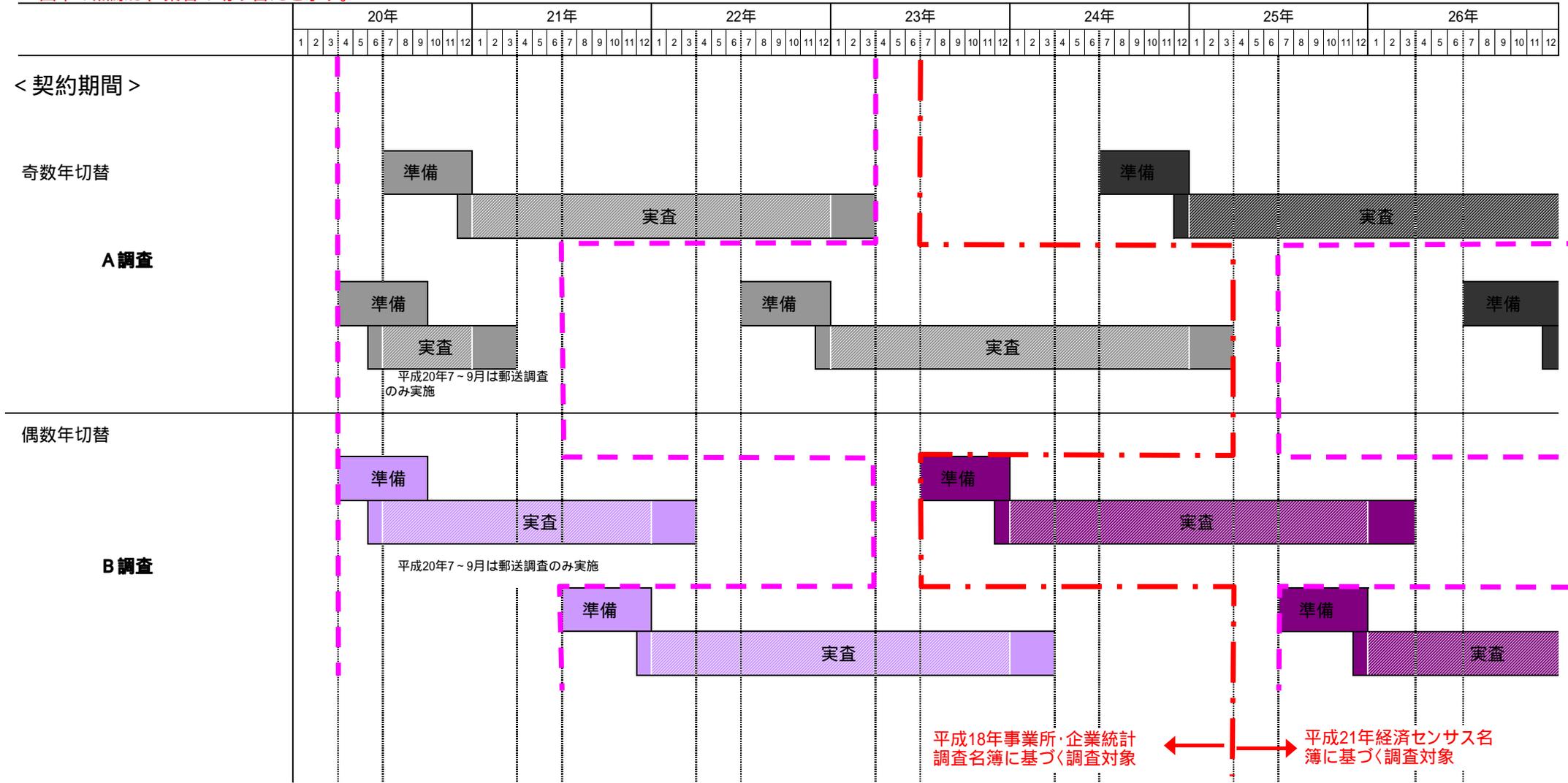
仮に、特定サービス産業動態統計調査の調査計画において、上記の問題が解決できるのであれば、サービス産業動向調査のデータを重複是正に利用するための検討が有り得るが、サービス産業動向調査の標本設計は、有識者による議論を経て産業ごとに一定の精度を確保するように設定されていることから、この見直しが必要になる場合、再度、有識者を交えた議論が必要であるとともに、見直しを受けた予算の確保、事務手続の変更等が必要である。

さらに、サービス産業動向調査は、ローテーションにより毎年1月に標本の半数を入れ替えることとしており、業務の委託もそれに合わせた区分で行うこととしていることから、サービス産業動向調査に大幅な変更が必要な場合には、3回目の業務委託、すなわち平成24年1月分から開始される標本層から反映させることとなる。予算要求や入札・準備に必要な期間に配慮して逆算すると、それに向けた検討は21年度前半頃までに結論を得ることが必要であることから、その時期までに結論を得るスケジュールで検討を進めることが必要である。

なお、データ提供に伴う調査票の一枚化、一元化、一括送付・回収等の連携については、両調査の趣旨について客体が混乱しないような、また、サービス産業動向調査の回収率の低下につながるような措置が必要であると考えます。

サービス産業動向調査 ローテーションイメージ（案）

当調査は、調査期間を2年とした、A調査（奇数年に標本切替）及びB調査（偶数年に標本切替）のほか、悉皆層の3つのサブ調査で構成されている。
 図中の点線は、業者の切り替えを示す。



準備 : 調査実施体制の整備、調査員募集、調査員トレーニング、調査関係書類の印刷、はがきによる事前協力依頼などを行う。
 実査 : 調査協力依頼、調査票配布先の確認、調査票の配布及び回収を行う。
 実査の期間のうち、網掛けの部分は、調査月を示し、その前後の期間は、調査協力依頼、調査票回収等に必要な期間を示す。

「案C」の検討に向けた考え方

平成20年1月
経済産業省
調査統計部

1. スケジュール

工程表において提示されているとおり、第一段階におけるデータ提供の方法である「案C」の検討に当たっては様々な課題が存在し、これらの解決には相当数の期間を要すること、また、調査の準備、遂行に伴う経費の予算化プロセスは不可避であることなどから、事務局提示のタイミングが妥当であると考えます。

2. 主な検討すべき課題について

平成19年12月14日の「サービス統計整備研究会」において提示された課題(=資料2 P12)に加え、以下の点についても解決が不可避であると考えます。

- ・ 売上高と特性事項の連動性確保方策の構築
- ・ データ提供の項目及び提供のタイミング
- ・ 共通化する裾切り基準(=悉皆層基準)の設定の妥当性確保
- ・ 未回答データの推計方法の構築(双方での考え方の摺り合わせが必要)
- ・ 調査結果のフィージビリティの確保(回収率・回答内容の妥当性、季節性等の特殊要因の把握等=実際の調査結果からの検証が必要)
- ・ 新設や廃業の取扱い基準の策定